

議 案 名	富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 事業者が重要事項として定めておかなければならない乳児等通園支援事業の利用定員について、乳児及び幼児の区分を問わず、総数のみを定めることが可能とされたため、第16条第6号の「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改正するもの。 (2) その他の文言整理を行う。
施 行 日	令和8年4月1日

富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第42号）新旧対照表

新	旧
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的要件</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____ <u>利用定員</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 1・2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第3号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設<u>又は事業</u>を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設<u>又は事業</u>に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。_____）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的条件</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 1・2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第3号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設<u>又は事業所</u>を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設<u>又は事業所</u>に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。<u>以下同じ。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園</p>

支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。